

議案第14号

飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

飛騨市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

規則改正により、条例中の当該規則に相当する部分を新規則に置き換えるもの。

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例

飛驒市保育所条例（平成16年飛驒市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第6条中「飛驒市保育所保育の実施に関する条例施行規則（平成16年飛驒市規則第86号）に掲げる金額とする」を「飛驒市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則（平成27年飛驒市規則第22号）第7条第2項の規定を準用する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正後の飛驒市保育所条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき行われた手続その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

資料

現 行	改正案
<p>第1条～第5条 略 (へき地保育料及び利用料)</p> <p>第6条 へき地保育料並びに他市町村の保育の実施児童及び私的契約 児に係る保育料(以下「利用料」という。)は、<u>飛驒市保育所保育の 実施に関する条例施行規則(平成16年飛驒市規則第86号)に掲げる金 額とする。</u></p> <p>2 略 以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (へき地保育料及び利用料)</p> <p>第6条 へき地保育料並びに他市町村の保育の実施児童及び私的契約 児に係る保育料(以下「利用料」という。)は、<u>飛驒市保育の必要性 の認定基準に関する条例施行規則(平成27年飛驒市規則第22号) 第 7条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>2 略 以下 略</p>

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

「飛驒市保育所保育の実施に関する条例施行規則（平成16年飛驒市規則第86号）」（以下「旧規則」という。）が廃止され、新たに「飛驒市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則（平成27年飛驒市規則第22号）」（以下「新規則」という。）が制定されたことにより、旧規則の該当部分を新規則に置き換えるもの。

2 改正の内容

へき地保育料並びに他市町村の保育の実施児童及び私的契約児に係る保育料の準用規則を定めるもの。

3 施行日 公布の日